



JASDAQ

平成 23 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社NFKホールディングス
代表者名 代表取締役社長 久保田 隆
(JASDAQ・コード6494)
問合せ先 役職・氏名 取締役 田中 耕
電話 045-575-8000

(開示事項の経過報告) 調査委員会中間報告書受領のお知らせ

当社は、平成22年9月16日付「調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせのとおり、当社監査役3名による内部調査委員会および外部の有識者3名による外部調査委員会を設置し、過去の様々な事案について再検証を行っております。今般、調査委員会より中間報告書を受領致しましたのでお知らせ致します。

報告書につきましては別紙のとおりでございます。

(添付の調査報告書は、調査委員会が当社に提出した調査報告書を個人名及び取引先名を記号化する等の修正を行っております。)

なお、調査委員会につきましては、今後も引き続き各種調査事案について関連資料の入手、関係者への聞き取り調査等を実施し、様々な見地よりその合理性、正当性などを検証してまいります。

また、当調査委員会による最終報告書は本年の4月ごろを目途に提出して頂く予定であり、当社は、当調査委員会の最終報告書の提案に基づき、今後の対応を検討・決定し、お知らせする予定です。

以上

調査委員会 中間報告書

株式会社NFKホールディングス 御中

調査委員会

外部調査委員 武内 秀明

同 阿部 海輔

同 高石 哲

内部調査委員 岡崎 稔

同 笹原 信輔

同 辻 高史

当委員会の調査につき、次のとおり中間報告します。

なお、本報告書はあくまでも中間報告であり、今後収集される資料の如何によっては、下記の認定事実及びこれに基づく判断につき変更の可能性があることを申し添えます。

記

第1 調査対象

平成22年3月期決算において特別損失計上に至った投資有価証券評価損の発生に係る事実関係の確認及び問題点の解明、その他の債権回収についての事実関係の確認及び問題点の解明、その他の事項など。

第2 調査方法

各調査対象事項につき、契約書その他の関係文書の確認を行った上、関係者（関係役員、関係従業員及び社外関係者を含む）のヒアリングを実施した。

ヒアリング実施日、実施時間及び対象者は下記のとおりである。

平成22年10月21日	社外関係者	1時間45分
平成22年11月4日	久保田氏、城寶氏、他社内関係者	3時間15分
平成22年12月14日	社外関係者	1時間
平成22年12月20日	久保田氏、城寶氏、他社内関係者	3時間

平成23年1月6日	社外関係者	2時間45分
平成23年1月13日	保田氏、他社内関係者	3時間
平成23年1月18日	光成氏、久保田氏、城實氏、田中氏	3時間

第3 特別損失計上に至った投資有価証券評価損の発生について

当委員会の収集し得た資料の範囲では、次のとおりの事実が認められ、また次のとおり判断される（以下、肩書はすべて当時）。

1 概要

当該「投資有価証券評価損」は、株式会社NFKホールディングス（以下「NFK」という）が行った2件の匿名組合契約（出資額合計1億4000万円）に係るものである。

当該匿名組合契約については、平成20年5月28日開催のNFK取締役会で承認決議（以下、それぞれ「本件取締役会」「本件承認決議」という）がなされ、①同日に有限会社であるLK社を匿名組合営業者とする出資額1億円の契約が、②同年6月5日に株式会社であるMK社を匿名組合営業者とする出資額4000万円の契約が締結され、直後に各出資金が各匿名組合営業者に振込送金された。

本件取締役会の出席者は、城實代表取締役、金取締役、田中取締役、久保田取締役、保田常勤監査役、山岸監査役、光成監査役である。

さらに、③LK社は、同年5月30日、MK社を匿名組合営業者とする同内容の匿名組合契約を締結し、匿名組合営業者としての自己の業務を同社に委託した（以下、それぞれ「本件匿名組合契約①」等といい、総称して「本件匿名組合契約」という）。

本件匿名組合契約において、匿名組合営業者が行う営業の内容は「不特定多数の債権者より、一定の貸付債権・売掛金等…を買受けること」及び同債権を「保有、管理及び処分すること」等と定められていたが、買い受けるべき債権は特定されていなかった。

本件匿名組合契約に基づき、MK社は、①明治建物株式会社（以下、「明治建物」という）を債務者とする工事請負代金債権等（債権額合計14億1981万8986円。買受代金7670万円）、②株式会社L社を債務者とする工事請負代金債権等（債権額合計6137万0350円。買受代金330万円）、③D株式会社を債権者とする貸付債権（債権額合計1億4194万7544円。買受代金4000万円）をそれぞれ買い受けた（以下、それぞれ「本件債権譲渡①」「本件買受債権①」等といい、総称して「本件債権譲渡」「本件買受債権」という）。

なお、明治建物及びL社の代表取締役は、いずれもNFKの株主であるH氏が務めていた。

本件買受債権につき、MK社が具体的な回収活動を行った形跡はなく、回収額はゼロである。W顧問・城實代表取締役らがH氏に対し早期弁済を要請していたとの証言があるが、実績は上がっていない。明治建物につき平成23年1月14日に破産手続開始決定がされたこと等の事情から、将来的な回収可能性も実質的にゼロと解される（ただし、L社については、平成23年1月24日の時点で破産手続開始決定はなされていない）。

なお、出資金のうち2000万円はLK社を匿名組合営業者とする匿名組合において損失分配金として計上され、同社が使用したとされるが、その具体的な使途・支払先は不明である。

当時、明治建物及びL社の代表取締役はH氏が兼任していた。平成20年3月31日当時、明治

建物は NFK の株式 642 万 3100 株（H氏その他の関係者の所有株式の合計。発行済株式総数に対する割合：21.66%）を有する株主であった（第 66 期有価証券報告書）。

また、D社は明治建物の取引上の関係先であったとされるが、その詳細は不明である（明治建物は、D社に対して相当額の債権を有していたようである）。

なお、LK社及びMK社はY債権回収株式会社ないしその関係者の関連会社であった。MK社については本件匿名組合契約締結に前後して支配権がH氏の関係者に移転したという証言があるが、その詳細は不明である。本件匿名組合契約①に係る稟議決裁書には、LK社代表取締役G氏は金取締役と懇意である旨が記載されている。

2 本件匿名組合契約に係る経緯

(1) 背景事情等

ア H氏及び明治建物による大量株式保有、取締役選任等

上記のとおり、H氏及び明治建物は NFK の議決権の相当部分を有する株主であったところ、H氏は、裁判所の許可を得て、同年 2 月 15 日開催の臨時株主総会を招集した。当該総会では、同氏提出の議案に基づき、城寶氏・金氏・田中氏が取締役に選任された。

また、その後、H氏の紹介で、W氏が NFK の顧問に就任した（ただし、契約当事者はW氏の関係会社。契約期間：平成 20 年 3 月 1 日～同年 8 月 31 日付）。

W顧問は、在任当時、財務に明るい人材として NFK の財務関係を実質的に取り仕切っており、NFK 従業員に直接指示を行うこともあった。なお、W顧問と金取締役は、以前、同時期に同一会社（金融関係）で役員を務めていた。

イ 本件買受債権①②の債権譲渡

本件買受債権①及び②は、請負人であるR株式会社が発注者である明治建物及びL社に有する工事代金債権等であった。R社は、平成 20 年 3 月 28 日、有限会社Aに対し、当該債権を債権譲渡した。A社は、株式会社T債権回収のビークルであった。

同年 5 月 7 日、明治建物及びL社は、T社に対し、当該債権をMK社に売却するよう申し入れる通知書を送付した。

よって、H氏は、遅くとも同日ころには、当該債権を適当な関係者に買い取らせる旨の考えを有していたものと考えられる。その動機は不明であるが、T社からの強硬な取立を回避するためであると思われる。

ウ 明治建物に対する出資金償還請求権（9 億円）

NFK は、明治建物との間で、平成 19 年 3 月 26 日、「明治建物が不動産物件を取得するに当たり NFK が物件取得費等の一部を出資する。明治建物はその後物件を売却して出資金の償還及び配当に充てる」「明治建物は NFK に契約期間満了時に出資金額を全額償還する」等と定めて不動産共同事業協定を締結し、これに基づいて 9 億円を出資した（契約期間：同年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）。

よって、NFK は、当該協定の終了に伴い出資金 9 億円の償還請求権を取得するところ（以下「本件償還請求権」という）、上記契約期間の経過後もその弁済はなかった。

その間、NFK は、平成 19 年 9 月に計上した 2 億 7000 万円に加え、平成 20 年 3 月に 6

億 3000 万円の貸倒引当金を計上した。

また、明治建物は、償還すべき金額は 6 億円程度である等と主張し、金額につき争っていた。

このような状況を受けて、NFK では、平成 20 年 3 月引当計上の前後に、W顧問・久保田取締役・光成監査役らが、本件償還請求権の回収可能性・回収方法等につき顧問弁護士と会合した。当該会合の時点では、本件匿名組合契約に関しては何ら話題に上っていなかった。

城實取締役・久保田取締役らは、明治建物は都内優良地域に開発用物件を所有しているとの説明を受けていたこと等の事情から、同社が破綻懸念先であるとの認識は有してなかったと述べている。

これらの引当て等の検討に際し、明治建物の財産状況に関する簡易な資料が提示されていたように思うとの証言もあるが、日付等が確認できる資料、各財産を特定した具体的な資料は現存していない。

(2) 取締役会の審議内容等

ア 本件承認決議（平成 20 年 5 月 28 日）につき、取締役間で公式な事前打合せ・事前説明等はなかった。

従前から H 氏と関係のあった金取締役・城實代表取締役は、W顧問等から事前に一応話を聞いていた模様であるが、城實代表取締役は詳細まで理解していなかった。田中取締役は、本件取締役会の当日朝に W顧問から簡単な説明を受けた。久保田取締役・保田監査役・山岸監査役・光成監査役は、取締役会の際に初めて説明を受けた。本件については、実務担当従業員レベルでの事前検討もされていない。

なお、城實代表取締役・田中取締役・久保田取締役は、金融関係の知見を有していなかった。

イ 本件取締役会に係る取締役会招集通知には、「1 億 4 千万円余資運用の件」と議案名が記載され、LK 社との匿名組合契約書案が添付されていたが、その他の参考資料・議案説明等は添付されておらず、MK 社との契約書案も添付されていなかった。また、当該 LK 社との契約書案にも、買取対象債権を特定する目録等は付されていない。

本件匿名組合契約①については、起案日・審議日を平成 20 年 5 月 26 日とする決済稟議書がある。本件取締役会（同月 28 日）に先立って稟議が行われたものとも思われるが、同稟議書に押印された城實代表取締役の日付印は同月 29 日であり、先後関係は明らかでない。同稟議書には、「出資期間」を「平成 20 年 5 月 26 日から平成 20 年 11 月 26 日まで」、「想定投資期間」を「平成 20 年 8 月末まで」、「想定投資利回り」を「年率約 4%程度」とする記載がある。

本件匿名組合契約②についても概ね同様の稟議決裁書があるが、起案日は平成 20 年 6 月 2 日、決済日は同月 9 日である。

ウ 本件取締役会には当時の取締役・監査役の全員が出席し、本件承認決議に関して W顧問が議案説明を行った。W顧問が議案説明を行うことについては保田監査役から疑義が呈されたが、城實代表取締役が自分では充分説明できないので自己の補助者として W顧問に説明させ

るとの旨を述べ、議案説明が実施された。

W顧問は、本件匿名組合出資の目的は「本件償還請求権 9 億円の回収」であると説明した。すなわち、①他債権者の強硬な取立による破綻を回避し、明治建物を存続させる（明治建物が不動産関係会社であることから、不動産市況回復後に長期的な回収を図る）こと、②明治建物に対する債権額を 9 億円から 23 億円に増大させて大口債権者となり、交渉力を確保することが目的であるとの説明がなされた。その際、W顧問はホワイトボードを利用しながら口頭で説明を行ったが、参考資料等は配布されなかった。

当該説明については、大要「ここで 1 億円を出資しなければ、9 億円が回収できなくなる」との説明がされたほかは、スキームの説明に終始しており、出資の妥当性に関する説明は少なかったとの証言がある。

当該説明の後、取締役・監査役からの質疑が行われた。保田監査役・光成監査役が出資金の回収可能性について疑問を呈する等したところ、これに対するW顧問の回答については、「短期的な回収は困難」との明言があったとの証言と、「回収は可能」との説明があったとの証言がある。

また、田中取締役が本件匿名組合出資の合理性について質問したところ、W顧問が「弁護士からの確認を取っている」との回答をしたとの証言がある。

上記質疑の後、積極的な賛成意見・反対意見ともに提出されず、暗黙のうちに承認決議がなされたものとして処理された。

なお、W顧問は、本件取締役会の際は本件匿名組合契約①（出資額 1 億円）についてしか説明した記憶がないと証言するが、取締役会招集通知・取締役会議事録の双方に「1 億 4 千万円」との金額が明記され、取締役会議事録に「MK社」との社名が明記されており、この記載につき押印時に取締役・監査役から異議が出ていないことから、本件取締役会の際は、本件匿名組合契約②（出資額 4000 万円）についての説明もなされたか、両者を特に区別せず一体として説明がなされた可能性が高いものと認められる。

エ 本件取締役会に係る取締役会議事録には、本件承認決議につき「全員一致で承認可決された」との記載があり、異議をとどめる旨の記載はない。出席取締役・監査役全員が、後日、当該議事録に記名押印した。当該議事録には説明内容・質疑内容はまったく記載されておらず、録音記録も現存しない。

本件議案に係る審議時間の記録はないが、上記説明・質疑を合わせて最大でも数十分程度であったものと推測される。

(3) 本件匿名組合契約の締結、本件債権譲渡の実施

ア その後、上記のとおり、本件匿名組合契約が締結され、本件債権譲渡が行われた。その際、本件匿名組合契約①の契約書書式はY社から提供された。本件匿名組合契約②の契約書書式はこれを一部改変して作成されたものであるが、作成者は不明である。

しかし、本件買受債権③は、明治建物やその関連会社を債務者とする債権を買い取ったものではなく、本件取締役会における上記説明とは全く関係ない債権を買い取ったものであった。

本件買受債権③の買取りを決定した者が誰であるかは、ヒアリング対象者の全員が関与を否定していることから、全く不明である。

本件匿名組合契約①②の調印を行った城實代表取締役においても、本件買受債権③の買取りを認識・認容していたとまで認めさせるに足る資料はない。本件匿名組合契約上、買取対象となる債権が特定されていないことから、匿名組合営業者であるMK社が独断でこれを決定したものとも思われる。

イ なお、本件匿名組合契約に基づく権利は金融商品取引法 2 条 2 項 5 号の権利に該当する可能性が高く、その取得の申込みの勧誘は金融商品取引業に該当する可能性があるところ、本件において NFK に対し取得の申込みの勧誘を行った者が誰であるかは必ずしも明らかではないが、LK社・MK社は、いずれも第二種金融商品取引業者の登録を受けていない。

また、本件買受債権③が複数の貸金債権を包含していることから、D社は業として金銭の貸付けを行っていたものであるとも解されるが、同社が貸金業の登録を受けていたか否かは不明である。

(4) その後の経緯

NFK の顧問である一橋綜合法律事務所の依頼に基づき企業財務コンサルタント株式会社が作成した明治建物の資産状況等に関する平成 20 年 6 月 20 日付報告書には、同社は大幅な債務超過状況にあり事実上経営破綻の状態にあること、一般債権に対する予想破産配当率は約 5.7%であること、同社はD社に対して 7700 万円の債権を有しておりその評価額は 3850 万円であること等が記載されている。

本件償還請求権については、NFK・明治建物間で、平成 20 年 7 月 18 日、債務額を 9 億円とすること、月額 200 万円の分割弁済を行うこと、同債務につき抵当権を設定すること等を内容とする準消費貸借契約が締結された。しかし、その後弁済が滞り、抵当不動産の競売時にも配当が見込めなかったことから、NFK は明治建物を被告とする貸金返還請求訴訟を提起し、平成 22 年 9 月 8 日、明治建物に対し、8 億 9600 万円及び遅延損害金を支払うべき旨の判決がされた。もっとも、同社に対する破産手続開始決定により、回収可能性はないものと考えられる。

上記第 3 の 1 記載のとおり、本件買受債権に係る各債務者からの弁済はなく、回収可能性も極めて低いものと考えられる。

3 当委員会の判断

(1) 本件承認決議について

ア 本件匿名組合契約及び債権買取は、買取後に事実上の返済猶予を伴ったとすれば、H氏及び明治建物への利益供与に該当する可能性があるが、これが何らかの具体的な「株主の権利の行使」に関してされたものとまで認めさせるに足る資料はない。

イ 各取締役につき、本件匿名組合契約締結による損失発生の確定的認識が存在したとまで認めさせるに足る資料はなく、また、検討過程は不十分であったが、一応、主観的には主として NFK の利益のために行われたものと認められ、自己又は第三者の利益を図る目的があっ

たものとまで認めさせるに足る資料はない。

ウ 本件匿名組合契約の目的自体、債権額が増大すれば交渉力が確保できるとの点については直ちに合理的な内容であるとは断じ難い上、NFKは直近4期中3期が経常赤字であり1億4000万円の処分は重大であったこと、株主への利益供与にも該当しかねない事案であったこと、既に本件償還請求権9億円の弁済が滞り、貸倒引当金が計上され、明治建物の返済能力に疑義が生じていたこと、本件取締役会において監査役からも回収可能性につき懸念が表明されていたこと等の事情からすれば、本件匿名組合契約の合理性は慎重に判断されるべきものであった。

よって、その重大性に鑑みれば、判断の前提として、本件買受債権の債務者の資力に関する客観的資料、本件匿名組合契約に基づく出資金及び本件償還請求権9億円の債権についての市況変動等を踏まえた長期的回収可能性についての具体的・分析的検討資料（シミュレーション等）、その合理性に関する専門家（公認会計士・弁護士等）作成の意見書等を作成又は取得した上、本件匿名組合契約による出資を行った場合、行わなかった場合それぞれの得失につき具体的な検討がなされるべきであったところ、このような資料は収集されていない（そもそも、本件取締役会時には買取対象となる債権の特定すらされていない）。

また、役員・従業員いずれのレベルでも本件に係る事前検討が行われていない上、取締役会決議における審議時間も最大で数十分程度に過ぎず、時間的にも十分な検討がされたとは言いがたい。

よって、経営判断の前提となる合理的な情報収集・調査・検討が行われていたと認めることは難しく、各取締役も本件承認決議に積極的に賛成した訳ではないこと、大株主の意向に対して反対し難い雰囲気であったこと、主観的には主としてNFKの利益のために行為したものであること等の事情を勘案したとしても、本件承認決議に賛成した取締役には、これによって発生した本件匿名組合契約に係る損失について相応の責任があるものと言わざるを得ない。

エ また、本件取締役会に出席した各監査役については、取締役会議事録上の記録はない、保田監査役・光成監査役が本件取締役会において質問を行い、かつ本件匿名組合出資に賛成できない旨の意見を述べていること、本件取締役会に引き続いて開催された監査役会でも本件につき討議し「この件の実行に関して今後も注意を要するとの意見が出た」と監査役会議事録に記載されていること、本件匿名組合契約①は本件取締役の当日である平成20年5月28日に契約締結され翌日である同月29日に1億円が振込送金され、本件匿名組合契約②は同年6月5日に契約締結され同日4000万円が振込送金されており、差止請求等により契約締結・送金を阻止する余地が小さかったこと、本件承認決議が取締役の善管注意義務違反又は忠実義務違反に該当することが直ちに一目瞭然であるとまでは言えないこと等の事情に鑑みれば、本件匿名組合契約に係る損失につき責任を負うとしても、その責任は限定的なものにとどまるものと解される。

(2) 本件債権譲渡③・本件買受債権③について

この点につき、契約上の法的なつながりはないが、金額の符合から、本件債権譲渡③は、本

件匿名組合出資②の出資金により行われたものと考えられる。

本件買受債権③は、本件承認決議の趣旨を逸脱して取得されたものであることが明白である。また、本件債権譲渡③は、D社に代金が支払われているところ、同社は明治建物に債務を負っていたと伺われることから、当該代金が明治建物への弁済に充てられていた可能性は否定できない。

これらの事情から、仮に、①当初から本件買受債権③を取得することを目的として本件承認決議に賛成した取締役がいたとすれば、その者につき特別背任罪が成立する可能性がある。また、仮に、②社外関係者が、真実は本件買受債権③を取得させる意図であることを秘した上、その事情を知らないNFK取締役に対し、NFKの利益に資する債権を取得するものと誤信させて本件匿名組合出資契約を締結させたのだとすれば、当該社外関係者につき詐欺罪その他の犯罪が成立する可能性がある。さらに、仮に、③本件匿名組合契約の営業者が、NFKの意思に反して本件買受債権③を取得したのだとすれば、その者につき業務上横領罪ないし背任罪が成立する可能性がある。④LK社が支出した2000万円の費用の用途は不明であり、この用途・利得者の如何によっては何らかの犯罪が成立する可能性がある。

しかし、当委員会の収集し得た資料の範囲では、事実関係に不明の点が極めて多く、この点につき確定的な判断を述べることはできない。

第4 その他の債権回収について

当委員会の収集し得た資料の範囲では、次のとおりの事実が認められ、また次のとおり判断される（以下、肩書はすべて当時）。

1 経緯及び概要

①NFKの100%子会社（当時）であった株式会社NFKコンサルタントがI社に対し金銭債権を有していたところ（以下「I社債権」という）、②NFKは、平成20年3月31日、株式会社NFKコンサルタント及びNFKテクノロジー株式会社の全株式をFunlife株式会社に譲渡した（売買代金は各1円）。③また、株式会社NFKコンサルタントがNFKテクノロジー株式会社にI社債権を譲渡した。④その後、I社がNFKテクノロジー株式会社にI社債権を弁済した。

一方、⑤NFKは、株式会社B社に対し、平成20年10月17日以降4回にわたり各1000万円を貸し付けたが、うち2000万円の返済が滞った。そのため、NFK・B社間では、⑥平成21年4月20日、準金銭消費貸借契約を締結し、城竈代表取締役がこれを連帯保証するとともに、⑦平成21年8月10日、執行受諾文言つき公正証書で債務承認弁済契約を締結し、H氏がこれを連帯保証した。

この状況において、⑧NFKテクノロジー株式会社からB社に上記④のI社債権弁済金が流れ、これによりB社がNFKへの債権を弁済したのではないかと、⑨本来、上記I社債権の弁済金はNFKが取得すべきものであり、会社財産が違法に流出したのではないかと、またそれによって城竈代表取締役の保証債務が減少したのではないかと、との指摘が株主から寄せられた。

2 当委員会の認定した事実及び判断

(1) B社貸付（上記⑤）

ア 城實代表取締役の責任

B社貸付は城實代表取締役が単独で決済し、実行させたものである。B社は飲食業を営むH氏の関係会社であり、貸付につき業務上の必要性が明確でない等の事情から、善管注意義務違反の可能性は否定できない。

もっとも、城實代表取締役は当該貸付金に係る金銭準消費貸借債務を個人保証しており、実質的に賠償責任を負ったのと同様である。よって、更なる賠償責任追及の必要はない。

イ 他の取締役・監査役の責任

当時、1000万円の貸付は、内規上、代表取締役単独で決済可能であったところ、NFKの経営規模に比して当該内規が特段不合理であるとまではいえないから、善管注意義務違反があるとまではいえない。

その後、内規変更、城實氏からの個人保証取得等の対応をしており、十分な対応がされている。

(2) I社債権の弁済金還流

ア 弁済金還流（上記⑧⑨）

上記I社債権の弁済金がB社貸付の弁済に充てられたとの事実につき、確たる資料は存在しないが、関係資料を総合すれば、当該還流の事実が存在した可能性は高いものと考えられる。

もっとも、株式会社NFKコンサルタント株式の譲渡契約に財産買戻特約等はなく、株式譲渡後、NFKはI社債権につき直接間接を問わず何らの権利も有さないから、NFKがI社債権を回収することはできない。

よって、I社債権の弁済金がどのように処理されたとしても、NFKにおける会社財産の流出とはならないから、NFKとの関係でこれが違法となることはない。

イ 株式会社NFKコンサルタント株式の譲渡（上記②）

当該株式譲渡は売買代金を1円として行われたものであるため、その適法性・合理性が問題となる。

この点、当該株式譲渡は、「増えすぎた子会社を整理して本業回帰する」との経営方針に基づき、当該整理の一環として行われたものであるから、目的は一応合理的である。

売買代金額の妥当性につき、株式会社NFKコンサルタントの株式価値についての外部者による評価は行われていない。もっとも、株式会社NFKコンサルタントは、①平成19年3月31日の時点において2億8123万6000円の債務超過であったこと（第65期有価証券報告書）、②同社の計算書類上営業費用がほとんど計上されていないこと等から実体のない休眠会社であったと考えられること、③平成19年12月31日の時点の合計残高試算表においても貸倒引当金を計上した結果更に11億5145万2418円の債務超過となっていることから、本件株式譲渡がされた平成20年3月31日の時点でも同社は債務超過であり、同社株式は無価値であった可能性が極めて高いものと認められ、これを覆すに足りる資料はない。よ

って、同社株式を1円で譲渡したことも一応合理的と認められる。

(3) 小括

よって、当委員会の収集し得た資料の範囲では、上記第4の1記載の指摘事項につき関係役員
の責任追及等を行うべき事由までは認められない。

第5 その他の事項について

上記以外にも、調査の必要性の有無も含めて検討中の事項があるため、その検討結果については追って最終報告の際に報告する。

以上